

教育職員免許状の確認について

岐阜県教育委員会
義務教育課

採用候補者名簿登載にあたり、皆さまの「教育職員免許状」を確認します。

別紙「教育職員免許状の確認フロー」に基づき、あなた自身の状況及びお手持ちの免許状の状態を確認し、必要な書類を提出してください。

また、免許状の有効期間が過ぎている等の場合は、必要な手続きを行ったうえで、書類の提出をお願いします。

1 確認方法

- (1) 別紙「教育職員免許状の確認フロー」で、あなた自身に当たる選択肢を選んでルートをたどり、ご自身が「①～⑫」のどれに当たるかを判断してください。
- (2) ご自分が「①～⑫」のどれに当たるか決まったら、それぞれに必要な手続き「A～D」をしてください。

2 必要な手続きについて

手続き 類型	当てはまる 番号	必要な手続き	手続きする時期
A	②、③	<ul style="list-style-type: none">○義務教育課管理免許係へ連絡し、ご自身の免許状の有効性を確認する。○有効性確認に必要な情報<ul style="list-style-type: none">・氏名（漢字）※旧姓を含む・生年月日（和暦） ↓【免許状が有効な場合】<ul style="list-style-type: none">・Bの手続きに進む【免許状が有効ではない（失効）場合】<ul style="list-style-type: none">・Cの手続きに進む	直ちに！
B	①、④、⑤ ⑦、⑧	<ul style="list-style-type: none">○以下の書類を提出してください。<ul style="list-style-type: none">◆全員<ul style="list-style-type: none">(1) 免許状の写し（所有するものすべて）◆④、⑧の者<ul style="list-style-type: none">(1)に加え(2) 更新、延長（延期）、免除等の証明書◆⑤の者<ul style="list-style-type: none">(1)に加え(3) 期限の日に現職教員ではなかったことが分かる書類<ul style="list-style-type: none">（例）<ul style="list-style-type: none">・学校以外での雇用契約書の写し・学校の退職辞令	<p>【提出期限】 令和7年10月10日</p>

手続き類型	当てはまる番号	必要な手続き	手続きする時期
C	⑥、⑨ ⑩、⑪	○義務教育課管理免許係に対し、 免許状の授与申請 を行ってください。 ※手続きに必要な書類は、県教育委員会のホームページをご覧ください。 (「岐阜県」「教員免許」で検索) ○免許状が授与されたら、Bと同様、 免許状の写しを提出 してください。	直ちに! 【免許状写し提出期限】 令和7年10月10日
D	⑫	○在学中の大学(院)等の指示に従って、免許状の授与申請を行ってください。	大学等の指示による

※1 免許状がお手元にない(紛失等)方は、代わりに「免許状授与証明書」(原本)を提出してください。「免許状授与証明書」は、免許状を授与した都道府県教育委員会で発行することができます。

※2 CまたはDの手続きが必要な方で、令和8年3月中旬までに免許状の写しを提出できない(免許状がお手元に届かない)場合は、速やかにご連絡ください。
(免許状に代わる証明書を提出していただきます)

(問い合わせ先)

採用に関すること	義務教育課 小中学校人事係 058-272-8740 高校教育課 県立学校教員人事係 058-272-8741
免許に関すること	義務教育課 管理免許係 058-272-8742